

上場維持基準に関する経過措置の終了時期等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

- 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表…………… 2
- 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 4

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(上場内国会社の上場維持基準)</p> <p>第501条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 前4項の規定は、第311条第1項の規定に基づきプレミア市場からメイン市場への市場区分の変更が見込まれる場合には適用しない。</u></p> <p>令和4年4月4日改正付則</p> | <p>(上場内国会社の上場維持基準)</p> <p>第501条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>令和4年4月4日改正付則</p> |
| <p>(上場維持基準に係る経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 既上場銘柄の発行者に対する改正後の第501条第1項(第311条第1項及び第502条第1項による場合並びに第311条第2項及び第3項の規定により第502条第1項を適用する場合を含む。)の規定の適用については、<u>令和9年2月28日までに到来する各事業年度の末日までの間、次の各号のとおり取り扱うものとする。ただし、既上場銘柄の発行者が、令和9年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において、改正後の第501条第1項第1号bの(b)又は第2号bの(a)若しくは(b)若しくはdに定める基準に適合しない状態となった場合(次の各号に定める基準に適合しない状態となった場合を除く。)</u>であって、当該状態となった時から起算して3か月以内に、当該基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画書の開示を行った場合には、<u>当該計画書(当該基準に係るものに限る。)</u>に記載された計画期間の末日の前日までの間、<u>次の各号のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 第1条の規定にかかわらず、既上場銘柄が改正後の第208条、第214条及び第220条各号に掲げる行為により上場廃止となる場合であって、当該各号に定める会社が<u>令和9年2月28日までに上場することが見込まれる</u>テクニカル上場を申請するときにおける改正後の第209条、第215条及び第221条の規定の適用については、改</p> | <p>(上場維持基準に係る経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 既上場銘柄の発行者に対する改正後の第501条第1項(第311条第1項及び第502条第1項による場合並びに第311条第2項及び第3項の規定により第502条第1項を適用する場合を含む。)の規定の適用については、<u>当分の間、次の各号のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 第1条の規定にかかわらず、既上場銘柄が改正後の第208条、第214条及び第220条各号に掲げる行為により上場廃止となる場合であって、当該各号に定める会社がテクニカル上場を申請するときにおける改正後の第209条、第215条及び第221条の規定の適用については、<u>当分の間、改正後の第209条第1項第3号中「10%」と</u></p> |

正後の第209条第1項第3号中「10%」とあるのは「5%」と、改正後の第215条第1項第3号中「2万単位」とあるのは「1万単位」と、「35%」とあるのは「5%」とし、改正後の第209条第1項第3号d及び改正後の第215条第1項第3号dの規定は適用しない。

4・5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第501条第8項の規定は、改正後の令和4年4月4日改正付則第5条第2項ただし書に定める計画書を提出したプレミア市場の上場会社には適用しない。
- 3 改正後の令和4年4月4日改正付則第5条第2項ただし書に定める計画書の開示を行った既上場銘柄の発行者が、令和9年3月1日以後に到来する各事象年度の末日において、同項第1号及び第2号に適合しない状況となった場合は、その上場を廃止するものとする。

あるのは「5%」と、改正後の第215条第1項第3号中「2万単位」とあるのは「1万単位」と、「35%」とあるのは「5%」とし、改正後の第209条第1項第3号d及び改正後の第215条第1項第3号dの規定は適用しない。

4・5 (略)

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">令和4年4月4日改正付則</p> <p>(流通株式の定義に係る経過措置)</p> <p>第3条 改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる者(同項第1号から第3号までに掲げる者を除く。)が所有する有価証券のうち、次の各号のいずれかに掲げる書類により、所有目的が純投資<u>その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的</u>であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認める有価証券は、当分の間、流通株式に含まれるものとする。この場合において、当該有価証券の発行者は当該書類を当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする(第1号に掲げる書類による場合は、この限りでない。)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年6月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">令和4年4月4日改正付則</p> <p>(流通株式の定義に係る経過措置)</p> <p>第3条 改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる者(同項第1号から第3号までに掲げる者を除く。)が所有する有価証券のうち、次の各号のいずれかに掲げる書類により、所有目的が純投資であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認める有価証券は、当分の間、流通株式に含まれるものとする。この場合において、当該有価証券の発行者は当該書類を当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする(第1号に掲げる書類による場合は、この限りでない。)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> |